

有機溶剤中毒予防規則第24条に定める掲示

有機溶剤名：

有機溶剤により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状

疾病の種類	
症状	

有機溶剤の取扱い上の注意事項

- 1 有機溶剤等を入れた容器で使用中でないものには、必ずふたをすること
- 2 当日の作業に直接必要のある量以外の有機溶剤等を作業場内へ持ち込まないこと
- 3 できるだけ風上で作業を行い、有機溶剤の蒸気の吸入をさけること。
- 4 できるだけ有機溶剤等を皮膚にふれないようにすること。

有機溶剤による中毒が発生したときの応急処置

- 1 中毒の症状がある者を直ちに通風のよい場所に移し、速やかに、衛生管理者その他の衛生管理を担当する者に連絡すること。
- 2 中毒の症状がある者を横向きに寝かせ、できるだけ気道を確保した状態で身体の保温に努めること。
- 3 中毒の症状がある者が意識を失っている場合は、消防機関への通報を行うこと。
- 4 中毒の症状がある者の呼吸が止まった場合や正常でない場合は、速やかに仰向きにして心肺蘇生を行うこと。

次に掲げる場所にあっては有効な呼吸用保護具を使用しなければならない

- ☐ 第13条の2第1項の許可に係る作業場
(同項に規定する有機溶剤の濃度の測定を行うときに限る。)
- ☐ 第13条の3第1項の許可に係る作業場であって、第28条第2項の測定の結果の評価が第28条の2第1項の第一管理区分でなかった作業場及び第一管理区分を維持できないおそれがある作業場
- ☐ 第18条の2第1項の許可に係る作業場
(同項に規定する有機溶剤の濃度の測定を行うときに限る。)
- ☐ 第28条の2第1項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場所
- ☐ 第28条の3の2第4項及び第5項の規定による措置を講ずべき場所
- ☐ 第32条第1項各号に掲げる業務を行う作業場
- ☐ 第33条第1項各号に掲げる業務を行う作業場

使用すべき呼吸用保護具

- ☐ 有機ガス用防毒マスク
- ☐ 有機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具
- ☐ 送気マスク
- ☐ 空気呼吸器(緊急時)

特定化学物質障害防止規則第38条の3に定める掲示

特定化学物質名：

特定化学物質により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状

疾病の種類	
症状	

取扱い上の注意事項（SDS 項目 7 取扱い及び保管上の注意）

使用すべき保護具（特別管理物質製造取扱い作業場所に限る）

- ☐ 有機ガス用防毒マスク
- ☐ 有機ガス用防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具
- ☐ 防じんマスク
- ☐ 送気マスク
- ☐ 保護眼鏡
- 不浸透性の
- ☐ 保護衣
- ☐ 保護手袋
- ☐ 保護長靴
- ☐ その他【
- 】

次に掲げる場所にあっては上記のうち有効な保護具を使用しなければならない

- ☐ 第6条の2第1項の許可に係る作業場（同項の濃度の測定を行うときに限る。）
- ☐ 第6条の3第1項の許可に係る作業場であつて、第36条第1項の測定の結果の評価が第36条の2第1項の第一管理区分でなかつた作業場及び第一管理区分を維持できないおそれがある作業場
- ☐ 第22条第1項第10号の規定により、労働者に必要な保護具を使用させる作業場
- ☐ 第22条の2第1項第6号の規定により、労働者に必要な保護具を使用させる作業場
- ☐ 金属アーク溶接等作業を行う作業場
- ☐ 第36条の3第1項の場所
- ☐ 第36条の3の2第4項及び第5項の規定による措置を講ずべき場所
- ☐ 第38条の7第1項第2号の規定により、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させる作業場
- ☐ 第38条の13第3項第2号に該当する場合において、同条第4項の措置を講ずる作業場
- ☐ 第38条の20第2項各号に掲げる作業を行う作業場
- ☐ 第44条第3項の規定により、労働者に保護眼鏡並びに不浸透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴を使用させる作業場

粉じん障害防止規則第23条の2に定める掲示

粉じん作業を行う作業場

粉じんにより生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状

疾病の種類	気道障害、肺障害、じん肺、肺結核、結核性胸膜炎、続発性気管支炎、続発性気管支拡張症、続発性気胸、原発性肺がん
症状	せき、息切れ、胸痛、呼吸困難、全身倦怠感、体重減少

粉じん等の取扱い上の注意事項

- 1 局所排気装置等を設置すること。
- 2 水を撒くなどして、粉じんの発生を抑えること。
- 3 注水により作業の湿潤化ができる場合には、湿潤化を行うこと。
- 4 定期的かつ頻繁に作業場を真空掃除機又は水洗等の方法で清掃すること。
- 5 粉じんが飛散する場合には、ビニールカーテン等適当な間仕切りをすること。
- 6 風上で作業を行うこと
- 7 必要に応じて保護眼鏡を使用すること。
- 8 定期的にじん肺健康診断を受けること。

次の場合は有効な呼吸用保護具を使用しなければならない

- ☐ 第7条第1項の規定により第4条及び第6条の2から第6条の4までの規定が適用されない場合
- ☐ 第7条第2項の規定により第5条から第6条の4までの規定が適用されない場合
- ☐ 第8条の規定により第4条の規定が適用されない場合
- ☐ 第9条第1項の規定により第4条の規定が適用されない場合
- ☐ 第24条第2項ただし書の規定により清掃を行う場合
- ☐ 第26条の3第1項の場所において作業を行う場合
- ☐ 第26条の3の2第4項及び第5項の規定による措置を講ずべき場合
- ☐ 第27条第1項の作業を行う場合（第7条第1項各号又は第2項各号に該当する場合及び第27条第1項ただし書の場合を除く。）
- ☐ 第27条第3項の作業を行う場合（第7条第1項各号又は第2項各号に該当する場合を除く。）

使用すべき呼吸用保護具

- ☐ 防じんマスク
- ☐ 防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具
- ☐ 送気マスク
- ☐ 空気呼吸器

石綿等を取り扱う作業場等

疾病の種類	気道障害、肺障害、じん肺(石綿肺)、肺がんまたは中皮腫、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚、良性石綿胸水
症状	せき、息切れ、胸痛、呼吸困難、全身倦怠感、体重減少

☐作業衣 ☐保護衣 ☐フード付き保護衣